

以下の内容は、仙台市が平成23年4月6日付けで発行した「生活支援情報（第2号）」から転載したものです。

こころの電話相談をご利用ください

- 今回の震災によるさまざまなご心配などで、眠れない、気持ちが落ち着かない、不安でどきどきするなど、いつもと違うこころの状態に悩んでいませんか。
- 市では、匿名でこころの悩みを話して相談できる電話を開設しています。話すと楽になることもあります。一人で悩まずに、気持ちを話してみてください。

「はあとライン」 TEL 2 6 5 - 2 2 2 9
 開設時間=10:00~12:00、13:00~16:00
 月曜日~金曜日（土日祝はお休み）

「ナイトライン」 TEL 2 1 7 - 2 2 7 9
 開設時間18:00~22:00
 年中無休

○民間団体でも下記の相談電話が開設されています

仙台いのちの電話相談
 TEL 7 1 8 - 4 3 4 3 開設時間=24時間

仙台グリーンケア研究会「地震・津波に関するこころの相談ホットライン」
 TEL 0 8 0 - 3 3 2 6 - 5 6 1 2 開設時間=9:00~21:00

日本精神衛生学会「東北地方太平洋沖地震対応心の相談緊急電話」
 TEL 0 1 2 0 - 1 1 1 - 9 1 6 開設時間=13:00~22:00

被災した軽自動車等に関する手続き

- 今回の震災により、所有している軽自動車等が、使用不能や所在不明になった場合は、「軽自動車税に係る車両を所有していない申立書」を提出することにより、平成23年度の軽自動車税を課税しませんので、申立書を提出してください。申請用紙は、区役所・総合支所の窓口にあります。市のホームページからダウンロードすることもできます。

○この申し立てのほか、あわせて廃車申告が必要となります。

○対象車=原動機付自転車（125cc以下のバイク等）

- 小型特殊自動車
- 二輪の軽自動車（125cc超250cc以下等）
- 三輪・四輪の軽自動車（660cc以下）
- 二輪の小型自動車（250cc超）

■「軽自動車税に係る車両を所有していない申立書」の提出先

=お住まいの区の区役所税務課、宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課

■廃車申告先

- (1)原動機付自転車（125cc以下のバイク等）、小型特殊自動車
 =区役所税務課、宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課
 ※ナンバープレートがある場合はお持ちください。
- (2)二輪の軽自動車（125cc超250cc以下等）、三輪・四輪の軽自動車（660cc以下）
 =宮城県軽自動車協会
 （宮城野区苦竹4-2-20、232-5724）
- (3)二輪の小型自動車（250cc超）
 =東北運輸局宮城運輸支局
 （宮城野区扇町3-3-15、050-5540-2011）

【注】軽自動車以外の普通自動車等は、自動車税（県税）の取り扱いになりますので、県税事務所等へお問い合わせください。



発行所
 〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
 仙台市福祉プラザ8階
 財団法人仙台市障害者福祉協会
 TEL 022-266-0294(代)
 FAX 022-266-0292
 発行人 阿部一彦

定価 500円/年

■問い合わせ	
青葉区税務課	TEL225-7211
宮城野区税務課	TEL291-2111
若林区税務課	TEL282-1111
太白区税務課	TEL247-1111
泉区税務課	TEL372-3111
宮城総合支所税務課	TEL392-2111
秋保総合支所税務住民課	TEL399-2111